

## 門真市の公の施設に係る指定管理者制度導入及び運用に関する基本方針

この方針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に門真市の公の施設の管理を行わせることに關し、必要な事項を定め、指定管理者制度の導入及び更新等について、適正に実施することを目的とする。

### 1. 制度の概要

公の施設の管理については、これまで地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限り、管理を委託（管理委託制度）することができたが、平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行された地方自治法の一部を改正する法律により、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、民間事業者も含めた幅広い団体の中から地方公共団体が指定した団体に公の施設の管理運営を委ねることができる指定管理者制度が設けられた。

### 2. 指定管理者制度への対応方針

指定管理者制度は、住民サービスの向上や経費の節減が期待できることに加えて、法制的にも、選定にあたって公平性・透明性を担保する手続が設けられ、市民に対する説明責任を果たせる仕組みとなっていることから、公の施設の整備等を行う際は、指定管理者制度による管理方策について検討を行うものとする。

導入の検討にあたっては、次の指定管理者制度導入基準を参考にして行うものとする。

#### ◆ 指定管理者導入基準

施設所管部署ごとに、個々の施設について項目をチェックし、該当する項目の多少等に基づいて、民間事業者等の管理運営の領域であるかを判断し、指定管理者制度を積極的に導入すること。

指定管理者導入基準	該当
① 道路法、河川法、学校教育法等の個別法において施設の管理主体が限定される等の管理運営についての法的制約がない。	
② 法令における施設の管理業務又は職員配置に関する制約がない。	
③ 民間事業者等に任せることで、利用者のニーズにあった開館日・開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウ・経営手法の活用が期待できる。	
④ 民間事業者等に任せることで、そのノウハウ・経営手法の活用により、管理運営経費縮減の可能性がある。	
⑤ 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
⑥ 同様又は類似のサービスを提供する民間事業者が存在する。	
⑦ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑧ 税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。	

### 3. 条例の設置方針

指定管理者の指定の手續等の共通事項については、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續等条例」という。）」に基づくこととし、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲等の個別事項については、以下の内容を各施設の設置条例で整備する。

- ・ 休館日、開館時間、使用制限の要件等の指定管理者が行う管理の基準
- ・ 業務内容、使用の許可、利用料金の収納等の業務の範囲
- ・ その他必要な事項

#### 4. 指定管理者の選定方針

##### (1) 選定の原則

指定管理者の選定については、原則として広く公募を行い、利用者の平等な利用が確保でき、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められたものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

また、手続等条例第4条に基づき、合理的な理由がある場合については、非公募により指定管理を行う候補者を選定することができるものとする。

##### ※複数の施設における選定について

指定管理者の選定は、原則として、施設ごとに行うが、同種事業を実施している施設については、施設運営の効率性・合理性の観点から、複数の施設をまとめて、一の指定管理者を選定することができるものとする。

##### ※複数の公の施設が併設されている施設に対する考え方

複合施設においては、施設全体の管理及び費用負担が課題となるため、複合施設を代表する施設の指定管理者が全体の管理業務を行うことができるものとする。

##### (2) 選定委員会の設置・運営

指定管理者制度の導入について指定手続の公平性・透明性を確保するため、地方自治法第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関として、門真市指定管理者候補者選定委員会（教育委員会の場合は「門

真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会」以下それぞれを「選定委員会」という。)を設置する(手続等条例第15条)。

選定委員会は、原則として公の施設ごとに設置し、手続等条例第15条第3項の定めによって委嘱等をされた者により構成する。この際、当該施設に係る指定管理者に応募した団体の代表者又は役員、応募団体と直接の利害関係にある者については、委員に委嘱しない。

選定委員会の委員は5名以内とする。なお、市の職員の任命は、1名(施設所管部局の職員)のみとし、委員長及び副委員長に市の職員は就任しないこととする。

選定委員会は、市長等の諮問に応じて選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定し、市長等へ具申するものとする。公募の際、1者のみ応募した場合であっても、第三者による客観的基準により候補者を選定するため、選定委員会を開催する。

なお、公募をせずに、特定の団体を選定する場合においても、当該団体に申請関係書類の提出を求め、選定委員会において、審査を行うものとする。

選定委員会については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人等の技術情報や信用情報に係る内容が取り上げられる可能性があることを考慮したうえで、選定委員会で公開・非公開を決定する。非公開の場合は、その理由を明らかにする必要がある(手続等条例施行規則第13条)。「会議の公開・非公開に関する指針」を参照し、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議録を作成することとし、指定管理者の候補者の選定過程で作成される文書については、「会議の公開・非公開に関する指針」に基づき、原則として公開とするが、門真市情報公開条例第6条に規定する「不開示情報」に該当するものは公開することができない。

## 5. 指定期間

指定期間は、公の施設としての性質を勘案し、安定したサービスが提供でき、独占的にならない期間であること、事業者が一定の設備投資等がで

き、運営実績が残せる期間であること、また、全国的に標準的な期間を設定することは、より多くの事業者が参入しやすくなるものと考えられることから、原則5年間とする。

ただし、初期投資の状況等で必要性または合理性がある場合については、原則と異なる期間を設定できるものとする。

## 6. 利用料金制度

施設の利用の対価を指定管理者の収入とする利用料金制の採用については、施設の性格に応じて決定する。決定に当たっては、本制度の趣旨である「住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図る」を基に検討を行う。

※ 利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例で定める基準により、指定管理者が定めることができるが、指定管理者は、あらかじめ市の承認を受けて利用料金を定めなければならない、自由に利用金額を設定できるわけではない(承認料金制度)。

この場合の条例で定める基準とは、利用料金の金額の範囲、算定方法等の基本的な枠組みをいう。

## 7. 協定についての考え方

市と指定管理者は、条例の規定に基づき、「基本協定書」と「年度協定書」の2種類の協定を締結するものとする。

### ①「基本協定書」における主な協定事項

- ・ 指定の期間
- ・ 事業計画及び管理経費
- ・ 管理業務の内容
- ・ 事業報告書の作成、提出及び定例報告
- ・ 使用料または利用料金に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- ・ 個人情報保護及び情報公開
- ・ 損害賠償の義務

## ②「年度協定書」における主な協定事項

- ・ 管理運営の対価の設定
- ・ 施設の維持補修及び支払い
- ・ 疑義の決定

## 8. 指定管理者の事業報告の義務

毎年度終了後、指定管理者は事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。なお、事業報告書には、次の事項の記載を要するものとする。

- ①管理業務の実施状況
- ②公の施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数と理由等）
- ③使用料または利用料金の収入状況
- ④管理経費の収支状況
- ⑤その他指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

## 9. 管理業務の監督方法及び指定の取消し等

市は、必要に応じ、指定管理者に対して施設の管理に係る業務または経理の状況に関する報告を求め、その実施について調査し、必要な指示をすることにより、監督をする。

また、指定管理者がこれらの指示に従わない場合や指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の管理運営が継続できないと認める場合は、その指定を取り消すか、管理業務の停止命令を出すことができる。

なお、監査委員による監査は、管理業務そのものは対象とならないが、設置者である市の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者を出頭させ、調査し、帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

※管理業務の停止や指定の取消しを行う事象が生じた場合

当該施設を休館するのか、直営で施設の管理運営業務を行うのか、指定管理施設所管部署において、どのような対応をとるのかを予め想定しておくこと。

## 10. 秘密の保持義務等

指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者が、その管理業務上知り得た秘密を漏らし、または自らの利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用することを禁止する。

また、施設の利用者等に係る個人情報の保護及び施設の管理に際して保有する情報の公開については、指定管理者に必要な措置を講じさせる。

## 11. 提案内容や協定の合意事項の遵守及び履行状況の定期的・継続的な評価

管理運営状況の透明性を確保しつつ、提案内容や協定の合意事項を遵守した上で、さらなる市民サービスの向上を図るため、施設利用者等へのアンケート結果を踏まえた指定管理者による自己評価と、それらを基にした市が行う総合評価を毎年度公表し、適正な施設の管理・運営を行うものとする。

また、市は、施設の活性化及び指定管理者の財源確保などの観点から、施設の設置目的に沿った自主事業を積極的に実施するよう指定管理者に促すことで、効率的な施設の管理・運営がなされるよう努めるものとする。

## 12. おわりに

この方針は、民間事業者等と協働・共創し、業務の効率性や有効性を高め、住民サービスの質の向上と適正な施設管理を図るため、内容を継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。